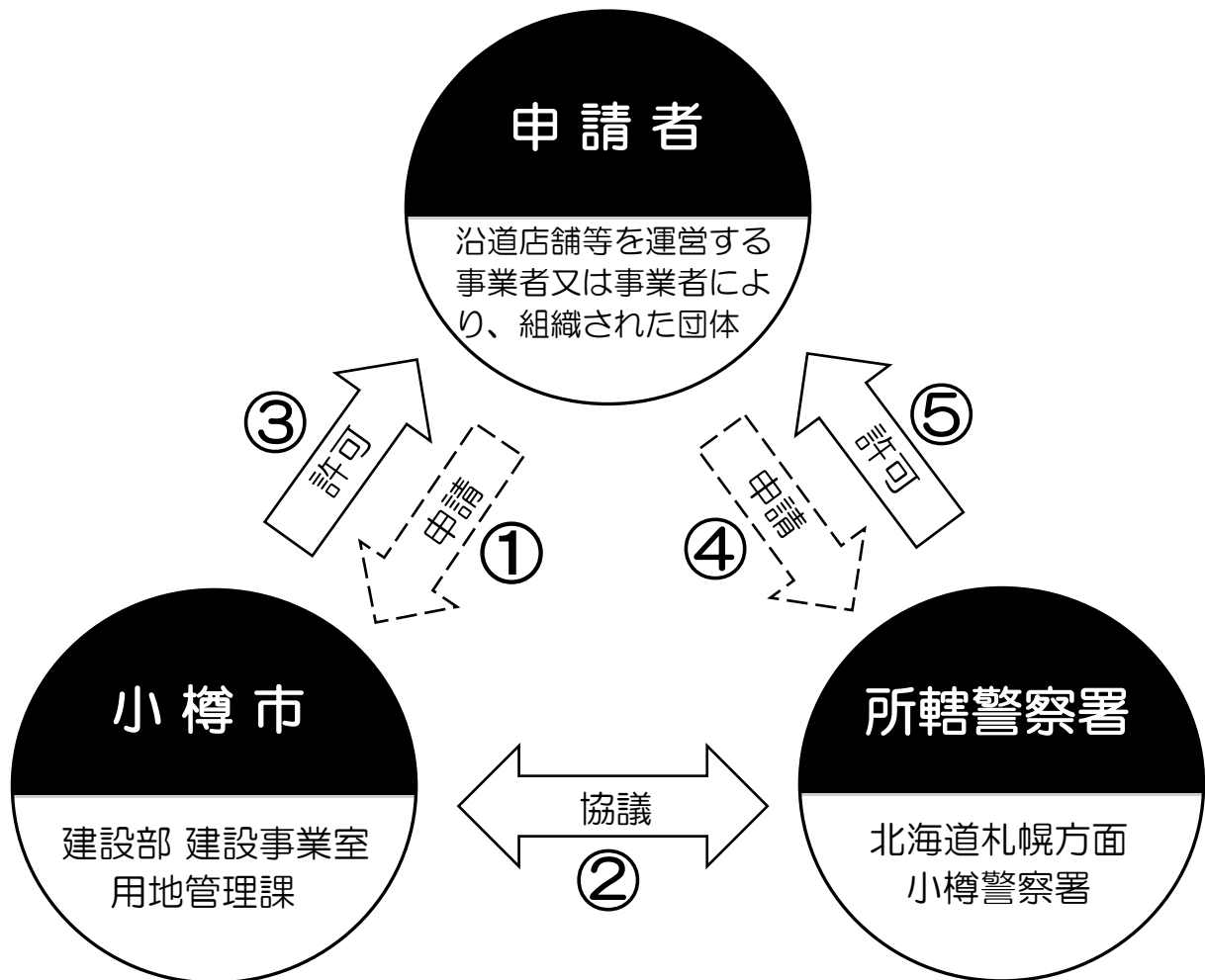


## 歩行者利便増進道路における道路占用許可に関する事務処理フロー



- ① 申請者（沿道店舗等を運営する事業者又は事業者により、組織された団体）が小樽市に道路占用許可申請を提出
- ② 小樽市と小樽警察署が協議（担当者間）
- ③ 小樽市が申請者に対し、道路占用許可書を交付
- ④ 申請者（沿道店舗等を運営する事業者又は事業者により、組織された団体）が小樽警察署に道路使用許可申請を提出（道路占用許可書写し添付）
- ⑤ 小樽警察署が申請者に対し、道路使用許可書を交付